

四月更衣例

衣按唐員外郎起璘因話錄云、德宗嘗暮秋獵于苑中、是日天色微寒、上謂近臣曰、九月衣衫、二月衣袍、與時候不相稱、欲遞遷二月、翌日命翰林議承旨、李吉甫請宣示萬方編之於令學士李程奏曰月令十
月始裘、月令是玄宗皇帝刪定、不可改易、上乃止、由是與吉甫不協、

〔故實拾要四〕同日朔○四月更衣改衣トモ云

是今日夏冬ノ御衣ヲ被召改義也、南殿ノ御裝束ハ裝束ノ史并史生官掌等奉仕之、清涼殿ノ御裝束ハ出納役號掃部寮御藏也、南座役號奉仕之、

〔小野宮年中行事四月〕同日朔○掃部寮撤冬御座供夏座事、

〔東宮年中行事四月〕一日改御裝束事

このひのあしたに行事のぐら人、ならびに宮づかさらたちはき、ところの衆、女官等をして、冬の御しやうぞくをあらため、なつの御しやうぞくをよそふ、なつはかべしろをかけず、ござこれをしきあらたむ、かたびらかけあらためてん上をよそひ、所々のたみこれをしきあらたむ、大ばむ所には、ひゞつをとる、てんしやうにはひゞつをとりて、ゐぎのばむをとく、

こんあんによるおとゞのふるき御丁のかたびらどもをよび所々のござは、大ばむ所にたてまつる、女房に是をわかち給はる、ひのござをばによくわむにわかちたまふ、たゞしござを給はず、とばのゐんの御時、ちやうぢぐわむねんの四月にすけあきすゑのあそん三位の、ちすけいまださだまらざるあひだ、大進あきたかれうを、ゐん○河自より給はりて、と、のへたてまつる、おなじきとしの十月の、ころもがへのときれいにまかせて、女房によくわむにわかち給ふべし、ゑかるをひれいなりとて、ゐんのおほせにて、女房によくわんに給はず、ちやうどをさだめたるによくわむらうれへ申、これによりてすけためふさのあそむ、ござしよのわたをめして、一人に一とむ、これを給はる、二でうのゐんの御時、このれいによりて、ゐん○鳥のおほ